第二条の見出しを「（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）」に改め、同条第一項中「自動車重量譲与税」の下に「の三百四十八分の三百二十三に相当する額」を加え、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「自動車重量譲与税」を「同項の額」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二　自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第百六十二条の規定により自動車税を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

2　前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第三条第一項中「時期に、それぞれ当該下欄に定める額」を「譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の十五に相当する額」に改め、同項の表六月の項、十一月の項及び三月の項中「三分の一」を「千分の三百四十八」に改め、同条第二項中「ごと」を削り、「金額をこえて」を「額を超えて」に改める。

第四条中「ごと」を削り、「前二条」を「前三条」に改める。

第五条中「市町村の長」を「市町村長及び都道府県知事を経由して、総務大臣に」に、「都道府県知事」を「、都道府県知事を経由して総務大臣に（市町村長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）」に改める。

第六条中「市町村」の下に「及び都道府県」を加える。

第六条の二中「第三項」の下に「、第二条の二第二項」を、「市町村」の下に「及び都道府県」を加える。

附則第二項を次のように改める。

（自動車重量譲与税の譲与額の特例）

2　第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	千分の三百四十八	千分の四百二十二
第二条第一項	三百四十八分の三百三十三	四百二十二分の四百七
第二条の二第一項	三百四十八分の十五	四百二十二分の十五
第三条第一項	三百四十八分の三百三十三	四百二十二分の四百七
	三百四十八分の十五	四百二十二分の十五
第三条第一項の表六月の項、十一月の項及び三月の項	千分の三百四十八	千分の四百二十二

第八条　自動車重量譲与税法の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の三百四十八」を「千分の三百五十七」に改める。

第二条第一項中「三百四十八分の三百三十三」を「三百五十七分の三百三十三」に改める。

第二条の二第一項中「三百四十八分の十五」を「三百五十七分の二十四」に改める。

第三条第一項中「三百四十八分の三百三十三」を「三百五十七分の三百三十三」に、「三百四十八分の十五」を「三百五十七分の二十四」に改め、同項の表六月の項、十一月の項及び三月の項中「千分の三百四十八」を「千分の三百五十七」に改める。

千分の三百四十八	千分の四百二十二	
三百四十八分の三百三十三	四百二十二分の四百七	
三百四十八分の十五	四百二十二分の十五	
三百四十八分の三百三十三	四百二十二分の四百七	
三百四十八分の十五	四百二十二分の十五	
千分の三百四十八	千分の四百二十二	

附則第二項の表中

「

千分の三百五十七	千分の四百三十一
三百五十七分の三百三十三	四百三十一分の四百七
三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四
三百五十七分の三百三十三	四百三十一分の四百七
三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四
千分の三百五十七	千分の四百三十一

」

を

「

千分の四百一	千分の四百七十五
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
千分の四百一	千分の四百七十五

」

に改める。

附則第二項の表中

「

千分の三百五十七	千分の四百三十一
三百五十七分の三百三十三	四百三十一分の四百七
三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四
三百五十七分の三百三十三	四百三十一分の四百七
三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四
千分の三百五十七	千分の四百三十一

」

を

「

千分の四百一	千分の四百七十五
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
千分の四百一	千分の四百七十五

」

に改める。

第九条　自動車重量譲与税法の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の三百五十七」を「千分の四百一」に改める。

第二条第一項中「三百五十七分の三百三十三」を「四百一分の三百三十三」に改める。

第二条の二第一項中「三百五十七分の二十四」を「四百一分の六十八」に改める。

第三条第一項中「三百五十七分の三百三十三」を「四百一分の三百三十三」に、「三百五十七分の二十四」を「四百一分の六十八」に改め、同項の表六月の項、十一月の項及び三月の項中「千分の三百五十七」を「千分の四百一」に改める。